

災害時における応急復旧対策工事に関する基本協定細目

(趣旨)

第1条 この基本協定細目（以下「細目」という。）は、災害時における応急復旧対策工事に関する基本協定第5条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整)

第2条 秋田県田沢疏水土地改良区（以下「甲」という。）が応急復旧対策工事（以下「対策工事」という。）の円滑な執行を確保するため、事務局長等は、対策工事に関する基本協定を締結している（以下「乙」という。）と必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を甲に提出し、連絡調整に当たるものとする。

(被災情報の収集及び連絡)

第3条 乙は、次に掲げる場合は、自主的に所在する収集区域の被災情報の収集を行うものとする。

- (1) 秋田県田沢疏水土地改良区管内に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 秋田県田沢疏水土地改良区管内に豪雨その他異常な自然現象による災害が発生した場合又は発生の恐れのある場合。
 - (3) 秋田県田沢疏水土地改良区管内に大規模な事故等が発生した場合
- 2 乙は、前項の規定に基づき収集した被災情報を、別表-1に定める連絡体制により連絡するものとする。
- 3 事務局長等は、前項の規定に基づき受領した災害情報を理事長らに報告するものとする。
- 4 前項の規定に基づき報告を受けた理事長は、事務局長等に必要な対策を指示することができるものとする。

(応急復旧対策工事の要請)

第4条 甲は、乙による対策工事の協力が必要と判断した場合は、応急復旧対策工事要請書（様式-1）により、乙に依頼要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、甲は電話、ファクシミリ、電子メール等（以下「電話等」という。）により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(被災状況の調査)

第7条 事務局長等は、災害の発生に伴い緊急かつ詳細に被災状況を把握する必要があると認められるときは、乙に対し、所在する招集区域の被災状況の詳細な調査を要請するものとする。

2 前項の規定に基づき被災状況の詳細な調査を要請したときは、理事長は遅滞なく調査委託契約を締結するものとする。

(重機・資機材等の調達の斡旋)

第8条 事務局長等は、災害の発生に伴う応急対策のため、重機・資機材等の調達が必要と認められるときは、対策工事実施者に対し、これらの調達の斡旋を要請するものとする。

2 対策工事実施者は、事務局長等から前項規定に基づく要請があったときは、速やかに重機・資機材等のリース、販売業者等（以下「リース業者等」という。）の斡旋を行うものとする。

3 対策工事実施者は、自身又はリース業者等自身の被災等により、前項の規定に基づく斡旋が困難と判断したときは、その旨を事務局長等に連絡するとともに、他の業者等に対し斡旋の協力を要請するものとする。

4 前3項の規定に基づき、対策工事実施者又はリース業者等から重機・資機材等の調達したときは、理事長は遅滞なく賃貸借契約を締結するものとする。

(応急復旧対策工事の実施)

第9条 事務局長等は、速やかな対策工事が必要と認められるときは、対策工事の施工箇所を勘案し、原則として対策工事候補者の中から対策工事施工者（以下「対策工事施工者」という。）選定し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長等は対策工事施工者自身の被災が著しいことなどにより出動を要請することが適当ではないと判断したときは、秋田県田沢疏水土地改良区管外の建設業者に対し要請することができるものとする。

3 対策工事施工者は、事務局長等の指示に従い、速やかに対策工事に着手するものとする。

4 第1項又は第2項の規定による要請をしたときは、理事長は遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

(応急復旧対策工事の実施に伴う損害の負担)

第10条 対策工事の実施に伴い、事務局長等及び対策工事施工者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は重機・資機材等に損害が生じたときは、対策工事施工者は速やかにその状況を書面により事務局長等に報告するものとし、その処置については、事務局長等及び対策工事施工者が協議して定めるものとする。

(応急復旧対策工事従事者の災害補償)

第11条 対策工事従事者が本人の責に帰さない理由により、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、対策工事従事者の使用者の責任において行うものとする。

附 則

この細目は、令和3年4月1日から施行する。